

# 2

## 安全·環境部門



### 互いに支えあう安全・安心なまちづくり

従来から進めている災害に強いまちづくりを一層進めていくことはもちろんのこと、高齢化が進むなか、行政による\*「公助」(解説 P.124)はもとより身近な地域コミュニティ等の\*「共助」(解説 P.124)による様々な主体が連携して行動することが重要となっており、これまで地域社会との結びつきの弱かった市民の積極的な参加や地域への貢献の促進が課題となっている。

また、市民主体の安全・安心なまちづくりを実現するためには、地域を担い、自治を支えていく意欲と能力を持つ人材の育成や組織づくりが必要であり、このような取り組みにより、地域で子どもを見守り、防犯意識の向上につなげていかなければならない。

防災については、災害時の迅速な対応が必要であることから、関係機関との連携を進め、防災体制を強化する。また、実践的な防災訓練の実施や出前講座などを行い自主防災会の強化育成に努め、過去の災害の教訓から、建物の耐震化や家具の固定化の促進により被害の軽減化を図る。さらに、災害時要援護者の把握に努め、早期避難態勢を確立するとともに、観光客が安心して過ごすことができるよう、緊急時の一時避難場所や食糧などを確保するため、旅館・ホテルとの協力体制を推進する。

大災害や大事故、感染症等の危機事案に対しては、被害を防止・軽減するため危機管理指針を策定する。

消防・救急活動については、住宅火災による高齢者の被害を軽減するため、高齢者世帯宅の防火訪問や住宅用火災警報器の設置を更に推進し予防対策を図るとともに、災害や事故の多様化、大規模化に的確に対応するためには、出動体制、消防車両、専門要員の確保等が必要となることから、近隣市町との消防救急の広域化を進める。

また、救命率の向上を図るため、\*A E D(解説 P.122)普及講習会の開催、救急救命士の養成や医療機関との連携の強化を推進する。

防犯・交通安全については、情報技術の進歩により、インターネット等を利用した新たな犯罪が増加しているため、市民への十分な情報提供や相談体制を充実する。また、高齢者や子どもが犯罪に巻き込まれないよう、地域による防犯活動や防犯教育を推進し、犯罪のないまちづくりに努める。

飲酒運転の根絶や交通ルールの遵守など、交通安全意識の啓発活動を推進するとともに、高齢者や子どもに対し交通安全教育を充実する。また、交通事故を未然に防ぐため交通安全施設の整備など、交通環境の改善に努める。

消費生活については、国際化や高度情報通信社会の進展に伴い、商取引が複雑、多様化してきており、これにあわせ消費者被害も増加傾向にある。

特に高齢者を狙った悪徳商法や食品表示の偽装などによる消費者被害が問題になっており、消費者の安全・安心を確保する体制が今まで以上に求められている。このことから、市民が自らの責任において適切な消費行動がとれるよう、消費者教育、情報提供、相談窓口の充実を図り、消費者の安全性の確保に努める。

## 環境部門

### 環境にやさしいきれいなまちづくり

二酸化炭素などの温室効果ガスによる地球温暖化は世界的な課題となっており、この問題は、私たちの経済活動もさることながら、日常のライフスタイルに起因しているものが多く、一朝一夕での解決は困難であるが、新エネルギーの活用、森林の保護育成、さらには生ごみや廃棄物の減量など身近な問題として取扱われるようになってきている。

本市の美しい景観や豊かな自然を将来へ引き継ぐためには、市民・事業者・行政を問わず、積極的な取り組みが求められている。

環境保全については、日常生活と深く関わっていることから、市民一人ひとりが、大量消費、大量廃棄型の生活から、省エネ、省資源、再利用などを心掛けた環境にやさしい循環型の生活様式に変えていくよう市民に啓発するとともに、太陽光発電等の新エネルギー導入の推進などにより、\*低炭素社会(解説 P.127)の構築を目指す。

廃棄物処理対策については、市民・事業者への理解、協力により、ごみの減量を図るため、回収品目の更なる拡大、細分化などにより再生利用・再資源化を進める。

また、ごみ処理施設については、耐用年数の延長を図るために、効率的な管理運営を図り、し尿処理施設については、広域的な整備を検討する。

公害防止や環境衛生対策については、未然防止対策が重要となることから、大気、水質、悪臭等の監視、指導を行うとともに、個人や家庭で取り組める浄化活動や公共交通機関の利用などの啓発を行う。



# 1 互いに支えあう 安全・安心なまちづくり

## 1 防災

### 1 災害対策

2-1-1-1

#### 現状と課題

- 市街地の一部を除くほとんどが山地丘陵であり、長い海岸線を有している。また観光都市のため、観光客や通過客も多い。このような地域特性を考慮した防災対策が必要である。
- 防災対策は、行政による\*「公助」(解説 P.124)はもとより、個人の自覚に根ざした\*「自助」(解説 P.124)、身近な地域コミュニティ等による\*「共助」(解説 P.124)が重要であり、社会の様々な主体が連携して減災のために行動することが必要である。
- 大規模地震や台風、集中豪雨による被害が発生した場合、応援、復興対策には、行政活動のみならず、地域に密着した住民の活動が重要であることから、自主防災組織と消防団との連携強化が求められる。
- 大規模災害発生時には、すみやかに要員や物資・技術を確保し、市民に適切な情報を伝達する必要がある。
- 阪神・淡路大震災では、亡くなった方の8割以上が、建物の倒壊などによる圧死であり、地震で命を失わないためには、まず、家屋の耐震性を知り、必要な備えをすることが大切である。

#### 施策 の 方向

#### 災害対策

- 防災体制の充実と強化
- 防災知識の普及と耐震化事業等の促進
- 自主防災活動等の推進
- 観光客への対応
- 地震に強いまちづくり
- 緊急輸送ルートの確保
- 復興計画の策定

#### (1) 防災体制の充実と強化

1. 災害時の迅速な対応と早期復旧を推進するため、他都市、防災関係機関及び医療機関等と一層の連携強化を図る。
2. 災害時における被害の軽減を図るため、\*地域防災無線システム(解説 P.126)の導入

とあわせ、アマチュア無線、企業無線やコミュニティFM放送、\*GPS(解説P.122)などを活用しながら、緊急情報の収集、伝達体制を確立する。

3. 被災者への救援、支援活動等の円滑化を図るため、\*災害ボランティアコーディネーター(解説P.125)と連携し、災害ボランティアの受け入れ体制を整備する。
4. 重病患者や常時治療を要する災害時要援護者の広域搬送協定等、医療、救護協力体制の強化充実を図る。
5. 地域の被害想定を行うため、\*統合型地理情報システム(統合型GIS)(解説P.127)を整備し、効果的な災害対策を計画する。
6. 市民防災意識の向上のため、広報誌やパンフレットを作成・配布し、防災講演会のほか地域に即した出前講座や効果的な防災訓練を実施する。
7. 定期的に充実した\*ハザードマップ(解説P.128)を公表する。

## (2) 防災知識の普及と耐震化事業等の促進

1. 市民や児童生徒及び災害対策関係職員に対し、防災知識の普及を図る。
2. 引き続き建物の耐震診断や耐震補強を促進する。
3. 被害の軽減を図るため、家具の固定、ガラス飛散防止などの普及・啓発に努める。

## (3) 自主防災活動等の推進

1. 地域防災指導員の育成、実践的な防災訓練の実施、組織間のネットワーク化の推進などにより、自主防災組織の強化・育成を図る。
2. 高齢者、障がいのある人、乳幼児、外国人等の災害時要援護者の把握に努め、適切な避難誘導や受け入れ体制を確立する。
3. 災害時における初期消火、救出救護など\*自助、\*共助、\*公助(解説P.124)意識の高揚を図るため、中学・高校生を含めた若い世代に、自主防災活動、消防団活動への参加を勧める。

## (4) 観光客への対応

1. 観光客や通過客に、安心できるよう適切な情報を提供するとともに、一時避難場所として旅館・ホテル等を利用できるよう関係団体との協力体制を確立し、観光客のための食料、防災資機材等の整備、充実を図る。

## (5) 地震に強いまちづくり

1. 土地所有者に、避難路や通学路、\*いたわりゾーン(解説P.123)などの生活道路沿いの危険箇所の安全確保を指導する。
2. 避難に適したオープンスペース(公園等)や災害に強いライフライン(電気・ガス・

水道・電話等)の確保のため、関係機関との情報の共有など協力体制の強化を図るとともに、状況に応じ避難地の見直しをする。

3. 避難場所となる公共施設の耐震性の強化を進めるとともに、防災の拠点となる庁舎の耐震化を図る。
4. 津波や高潮対策のため、大きな被害が予想される危険区域には、県に護岸等の海岸環境整備を働きかけるとともに、避難路の確保や避難ビルの指定などを実施する。
5. 緊急用の飲料水を確保するため、避難地(学校、公園等)に貯水施設の設置を検討する。

### (6) 緊急輸送ルート確保

1. 災害時の緊急輸送路として、国・県等の関係機関に、\*伊豆湘南道路(解説 P.123)の建設及び県道十国峠伊豆山線の整備促進を要望する。
2. 緊急輸送路に面した崩壊箇所の危険を排除する。
3. 避難や救援物資の輸送をスムーズにするため、港湾の岸壁整備、ヘリポートや救援物資の集積基地を確保する。

### (7) 復興計画の策定

1. 大規模地震発生後の再建、復興対策の基本構想をまとめた総合的な計画を策定するための調査、研究を行う。

## 2 治山・治水対策

2-1-1-2

### 現状と課題

- 台風、集中豪雨による土砂災害や風水害から市民の生命や財産を守るため、森林や河川の整備を進める必要がある。
- 森林には、木材の提供や水源の確保、防災等、公益的な役割が大きいことから、自然に近い状態での保護育成に努める必要がある。
- 急傾斜地崩壊危険箇所及び河川については、順次整備を進めているが、引き続き定期的なパトロールを実施し、住民への保安対策を呼びかける必要がある。



## 施策 の 方向

### 治山・治水対策

- 森林の保護育成
- 危険箇所等の整備要請

#### (1) 森林の保護育成

1. 保安林指定地域については、保安林が持つ機能を高めるために森林の保護・育成に努める。
2. 市内の森林伐採はできるだけ小面積にとどめるよう指導し、温暖化防止や水源かん養など森林の公益的機能の向上を図る。
3. 森林が本来持っている保水、山腹保全等の機能保全のために、間伐等の森林管理を適切に行うように指導するとともに、助成制度の充実を図る。
4. 害虫や災害により失われた緑の復元については、自然環境に適した樹木の植林を促進する。

#### (2) 危険箇所等の整備要請

1. 急傾斜崩壊危険箇所及び河川については、定期的なパトロールや\*土砂災害情報相互システム(解説 P.127)による連絡体制を整え、関係住民に危険度の高い箇所の周知徹底を図る。
2. 風水害時には、崩壊した箇所の復旧や倒木の回収を迅速に行うとともに、関係機関に二次災害を防ぐための対応を要請する。

## 3 危機管理対策

2-1-1-3

### 現状と課題

- 市民の生命、身体及び財産に直接的かつ重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある危機事態に対処する必要がある。

## 施策 の 方向

### 危機管理対策 — 危機管理指針の策定

#### (1) 危機管理指針の策定

1. 危機事案が発生し、もしくは発生するおそれがある場合、市民の生命、身体及び財産への被害を防止・軽減するための危機管理対策の基本的な方針を定める。

# 2 消防・救急活動

## 1 火災予防活動

2-1-2-1

### 現状と課題

- 全国的に住宅火災による死傷者が増加しており、その対策が重要となっている。
- 旅館、ホテル等における宿泊客の安全確保を図るため、防火管理体制の確立を更に推進する必要がある。
- 休廃業等により無人化した建物の管理体制上の不備から、火災に至ったケースもあり、市民に不安を与えている。

#### ●火災発生件数

単位:件

年別	総数	建物	林野	車輛船舶	その他
平成17年度	18	11	0	1	6
平成18年度	12	10	0	0	2
平成19年度	11	5	0	1	5
平成20年度	11	8	0	2	1
平成21年度	15	12	1	2	0

資料:消防総務課

### 施策の方向

#### 火災予防活動

- 火災予防意識の普及
- 住宅火災の予防対策
- 事業所等の安全対策
- 休廃業建物の防火対策
- 林野火災の予防対策

#### (1) 火災予防意識の普及

1. 防火意識の高揚を図るため、火災予防運動や防火広報を充実する。
2. 震災時の同時多発火災発生に伴う被害を軽減するためには、初期消火活動が重要であり、自主防災会への訓練を充実する。
3. 幼年消防クラブの充実を図るとともに、幼少年期から火災予防への関心を高めるため、消防広場や花火教室等を実施する。

#### (2) 住宅火災の予防対策

1. 住宅用火災警報器の設置について、更に推進する。
2. 住宅火災の被害を軽減するため、各家庭に消火器の設置及び防災性のエプロン、寝具類、カーテン等の使用を推進する。
3. 高齢者の安全を確保するため、関係機関と協力し防火訪問を実施する。

#### (3) 事業所等の安全対策

1. 旅館・ホテル等に対して、防火安全対策を進めるよう指導する。

2. 消防法令に不適合な防火対象物に対して、違反の是正を徹底する。
3. 危険物施設に対して予防査察を行い、より一層保安対策を推進する。

#### (4) 休廃業建物の防火対策

1. 休廃業により無人化した建物の所有者に対し、防火安全対策を実施するよう強く指導する。

#### (5) 林野火災の予防対策

1. 関係機関と連携して、防火水槽の保守管理や林野火災の予防対策を実施する。

## 2 消防活動

2-1-2-2

### 現状と課題

- 大規模地震が想定されるなか、防災活動の拠点となる消防庁舎の耐震化が急務となっている。
- 複雑多様化する災害に迅速に対応するため、\*高機能消防指令センター通信システム(解説 P.124)の導入や消防車両、資機材の更新整備と職員の教育が急務となっている。
- 災害や事故の多様化、大規模化に的確に対応するためには、出動体制、消防車両、専門要員の確保等が必要であることから、消防組織法の改正に伴う消防救急の広域化を進める必要がある。
- 地域の消防・防災の中核を担う消防団の果たす役割は重要となっており、消防団員の減少が懸念されることから、消防団の充実と強化が必要である。



#### 消防活動

- 消防施設の充実
- 消防体制の充実と強化
- 消防救急の広域化
- 消防団の充実と強化

#### (1) 消防施設の充実

1. 災害活動の拠点となる消防庁舎の耐震化や\*高機能消防指令センター通信システム(解説 P.124)の導入を進める。
2. 消防車両や資機材の整備を充実する。
3. 機動力のある消防活動を推進するため、資機材の軽量化を図る。
4. 消防水利の充実を図るため、水道施設の更新にあわせた消火栓の改良を行い、耐震性防火水槽の設置を促進する。

## (2) 消防体制の充実と強化

1. 職員を専門的な研修機関へ派遣し、知識、技術の向上を図り人材育成を行う。
2. \*高機能消防指令センター通信システム(解説 P.124)の導入により、災害時における迅速な出動態勢を強化する。
3. 多様化する消防救急業務に対応するため、近隣市町との\*消防相互応援協定(解説 P.125)に基づく消防救急体制の充実に努める。
4. 災害時における消防団との連携強化を図るため、消防署との合同訓練を実施する。

## (3) 消防救急の広域化

1. 災害や事故の多様化、大規模化に的確に対応するため、県東部圏域における消防救急体制の広域化について、研究検討を行う。
2. 総合的な災害情報基盤を確立するため、119番通報を受信する指令センターの広域化、共同運用を図り、消防救急デジタル無線の整備を行う。

## (4) 消防団の充実と強化

1. 消防団への入団促進のため、処遇の改善や町内会、事業所などを通じ、消防団活動の理解と入団への協力を求める。
2. 耐震化が必要となる消防団詰所の建設計画を推進する。
3. 消防団員の技術の向上を図るため、消防訓練の充実、専門的な訓練機関への派遣を実施する。
4. 小・中学生、高校生に対し消防団活動について理解を深めるため広報活動を実施する。

# 3 救急活動

2-1-2-3

## 現状と課題

- 救命率を高めるためには、応急手当に大きな効果が期待できることから、その必要性和知識の普及が必要である。
- 救急発生件数は増加傾向にあり、救急救助活動は複雑化、高度化している。このため、迅速な救急活動と同時に、消防機関と救急医療機関との連携強化により、更なる救命率向上が求められており、救急救命士の養成と隊員の専門的な知識・技術の向上が必要とされる。

## 施策 の 方向

### 救急活動

- 応急手当知識の普及
- 救急隊員の知識・技術の向上
- 救命率の向上

#### (1) 応急手当知識の普及

- 救命効果の向上を目指し、中学生・高校生を含む市民等を対象とした\*AED(自動体外除細動装置)(解説 P.122)を取り入れた応急手当講習会を積極的に開催し、その普及啓発を行う。

#### (2) 救急隊員の知識・技術の向上

- 専門的な知識・技術の向上を図るとともに、救急救命士を養成する。

#### (3) 救命率の向上

- 救命率の向上を図るため、\*メディカルコントロール体制(解説 P.129)を充実するとともに、ドクターヘリ、県消防防災ヘリの有効活用、\*PA連携(消防隊による救急活動支援)(解説 P.122)を推進する。

## 3 防犯・交通安全

### 1 犯罪防止対策

2-1-3-1

#### 現状と課題

- ライフスタイルの変化に伴い、地域の連帯感が薄まってきている。そのため、地域社会の連携による防犯対策の充実を図り、犯罪のない明るいまちづくりを推進する必要がある。
- 情報技術の進歩に伴い、インターネットや個人情報を悪用した新たな犯罪が増加している。
- 犯罪が巧妙化、凶悪化かつ組織化するなか、子どもや高齢者をねらった犯罪が急増している。
- 犯罪は低年齢化する傾向にあるので、青少年非行防止活動を今後も継続して行う必要がある。

- 全国的に暴力団の壊滅に向けた取り組みが強化されているが、引き続き関係団体等とも協力して暴力団犯罪を追放する必要がある。
- 国際観光温泉文化都市である本市は、多くの観光客や外国人が安全に滞在できるように、防犯活動を強化する必要がある。

● 刑法犯罪発生(認知)件数

単位:件

年別	総数	発生件数内訳					
		窃盗犯	知能犯	粗暴犯	凶悪犯	風俗犯	その他
平成17年度	579	372	81	32	2	3	89
平成18年度	635	449	45	30	3	7	101
平成19年度	552	375	44	38	3	5	87
平成20年度	533	339	46	34	6	1	107
平成21年度	511	318	38	44	5	3	103

資料:熱海警察署・犯罪のあらまし



犯罪防止対策

防犯意識の高揚

地域防犯活動の推進

(1) 防犯意識の高揚

1. 市民の防犯意識を高めるため、全国地域安全運動に対応したキャンペーンなどの啓発活動を推進する。
2. 振り込め詐欺や個人情報流出による犯罪に対処するため、十分な情報の提供や相談体制を充実し、特に高齢者への啓発活動を強化する。
3. 薬物犯罪については、その実態と危険性について広く市民や学校に情報を提供するなど、被害を未然に防止する。
4. 情報技術の進歩にともなう、インターネットや個人情報を悪用した新たな犯罪に対応するため、市民へ情報を提供するなど、啓発活動を推進する。
5. 観光客や外国人にも「自分の安全は自分で守る」という防犯意識を持ってもらうため、警察や関係団体と連携を図り、啓発活動を行う。

(2) 地域防犯活動の推進

1. \*地域安全コミュニティ会議(解説 P.126)を中心に、各地域で「声かけ運動」をはじめとする防犯活動を推進する。
2. 防犯灯や街路灯の設置及び維持管理を促進し、犯罪のないまちづくりに努める。
3. 子どもや高齢者が犯罪に巻き込まれないよう、防犯教育を推進する。
4. 暴力団による不当な行為と被害を防止するため、警察や関係団体と緊密な連携をとり、

『暴力追放三ない運動』を实践する。

- 観光客や外国人が安心して滞在できるよう、警察や関係団体と連携を図り、定期的な防犯パトロールを実施する。

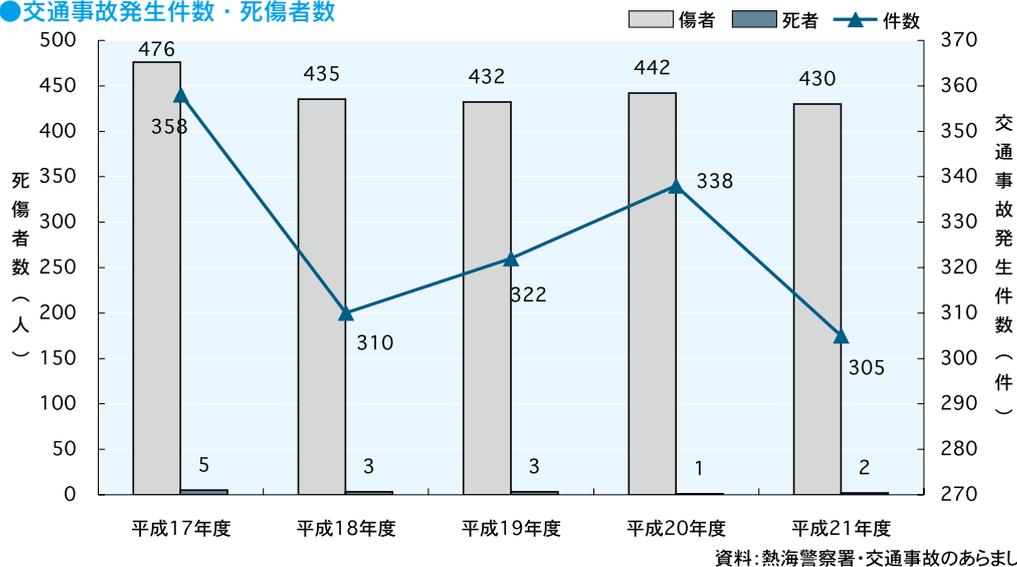
## 2 交通安全対策

2-1-3-2

### 現状と課題

- 車社会、高齢化、生活の多様化など交通をとりまく環境の変化により、交通事故の増加が予想される。
- 交通事故を減らすため、飲酒運転の根絶、交通ルールの遵守、マナーの向上等を啓発し、「自分の命は自分で守る」「思いやり、ゆずりあい」など、一人ひとりの交通安全に対する意識を高める必要がある。
- 安全かつ円滑な交通を維持するため、交通安全施設等の整備を進める必要がある。

● 交通事故発生件数・死傷者数



### 施策の方向

#### 交通安全対策

- 効果的な啓発活動の推進
- 交通安全施設の整備
- 交通事故被害者への救済

#### (1) 効果的な啓発活動の推進

- 高齢者への交通安全教育を充実させる。
- 市民及び観光客が交通安全意識を持ち、安全な行動を身につけられるよう、国、県、

交通安全推進団体、市民と連携した効果的な交通安全教室の開催や交通安全運動を進める。

## (2) 交通安全施設の整備

1. 事故多発地点の交通診断を実施し、構造的部分の見直しを図る。
2. 違法駐車解消対策として、駐車場総合案内システムの効果的な活用を図るとともに、イベント開催時には、臨時駐車場を開設する。
3. 高齢者やからだの不自由な人をはじめ、歩行者の立場に配慮した交通環境づくりのため、道路・歩道間の段差を解消し、誘導ブロックや\*いたわりゾーン(解説 P.123)を整備する。
4. 交通事故を防止するため、交通安全施設を整備するなど、交通環境の改善に努める。

## (3) 交通事故被害者への救済

1. 交通事故相談体制を充実する。
2. 交通遺児の家庭への支援を充実する。

# 4 消費生活

## 1 かしこい消費者

2-1-4-1

### 現状と課題

- 消費者は選択の自由とともに、大量の情報から正確な情報を取り入れる必要がある。そのため、消費者が自らの責任において行動がとれるよう、十分な情報の提供や啓発活動を行う必要がある。
- 地球温暖化が進むなか、環境に配慮した商品の購入を勧める必要がある。
- 消費者相談はものの品質や安全性に関することから、契約締結や契約内容まで多岐にわたり、市の相談体制の強化が求められている。
- 購入した商品等により生命身体に被害を受けることがある。そのため消費者がこれらの事故にあわないことが必要である。

●市民相談件数

単位:件

年別	総数	行政相談	法律相談	人権相談	交通事故相談	建築相談	一般相談	年金相談	消費生活相談
平成17年度	1,782	4	265	55	18	1	969	235	235
平成18年度	1,472	15	253	42	19	4	685	254	200
平成19年度	1,225	12	230	19	15	3	507	303	136
平成20年度	1,801	193	545	39	25	9	451	420	119
平成21年度	1,516	236	511	43	28	7	386	203	102

資料:市民生活課



かしこい消費者

- 消費者教育の充実
- 消費者への情報提供
- 物価問題への取り組み
- 市の相談窓口の充実
- 消費者の安全性の確保

(1) 消費者教育の充実

1. 消費者被害を未然に防止するため、国・県と連携して消費者被害防止キャンペーンを進めるとともに被害例の情報提供をする。
2. 消費生活に関する正しい知識を身につけ、\*クーリング・オフ(解説 P.124)などの適切な消費行動をとることができる教育・啓発事業の推進を図る。
3. 消費者団体の育成とその自立を支援する。
4. 環境へ配慮した、消費者意識の向上を図るため、\*マイバッグ運動(解説 P.129)・\*グリーン購入(解説 P.124)を推進する。

(2) 消費者への情報提供

1. 安全・安心な商品の情報や悪質商法の情報提供により、消費者被害を未然に防ぐ。特に高齢者に対しては、重点的に情報提供を行う。
2. 品質表示・期限表示については、引き続き調査、監視を行い、必要な場合は県に事業者指導を要請し、消費者の権利の保護に努める。
3. 消費生活モニターによる価格調査を継続し、その結果を積極的に市民に情報提供する。
4. すべての食材の安全性について、消費者が正しく判断できるようなデータ開示や情報提供を関係機関に求める。

(3) 物価問題への取り組み

1. 物価問題は、市民生活をはじめ、社会全般に与える影響が大きいことから、調査・研究等を行い、その情報を発信する。

(4) 市の相談窓口の充実

1. 広報やメディア等により、相談窓口体制の情報を速やかにわかり易く提供する。

2. 消費者被害の迅速な救済を促進するため、消費生活相談の充実（相談員の専門知識の習得等）や相談しやすい環境づくりに努める。
3. 国民生活センター及び近隣市町や県との消費生活相談情報ネットワークの充実を図り、相談情報の収集、提供により、消費者の保護にあたる。

#### **（５）消費者の安全性の確保**

1. 生命、身体被害に関する消費者事故等の情報収集を行い、被害を未然に防ぐためのネットワークの構築に努める。
2. 消費者事故等の確率が高い子どもや高齢者を保護するために、製品等の使用について正しい知識の普及に努める。

# 2 環境にやさしい きれいなまちづくり

## 1 環境保全

### 1 環境保全対策

2-2-1-1

#### 現状と課題

- 地球温暖化をはじめとする環境問題に対する取り組みは、市民・事業者・行政を問わず、より具体的、積極的に推進していく必要がある。
- 石油や石炭などの化石燃料に依存した現在の社会から脱却し、「\*低炭素社会(解説 P.127)づくり」を進めることが必要となっている。二酸化炭素等の温室効果ガス削減の観点からも、新エネルギーの積極的な導入が求められている。
- リサイクルをはじめとする\*3R(解説 P.122)の推進や自然と人との共生など、環境にやさしい\*循環型社会(解説 P.125)を実現することが求められている。
- 環境負荷を軽減させるためには、消費活動における対策も重要となることから、消費者に対する意識の向上を図り、消費者自らも環境を大切に行動が求められる。



# 施策 の 方向



## (1) 地球環境問題への対応

1. 本市は、「\*地球温暖化対策実行計画」(解説 P.126)を見直し実践するとともに、各企業に対しては\*ISO14001(解説 P.122)や\*エコアクション21(解説 P.123)の認証取得などを通して、環境問題について取り組むよう啓発する。
2. 地球温暖化の原因のひとつである二酸化炭素を吸収する働きを持つ森林の保護・育成を促進する。

## (2) 新エネルギービジョンの推進

1. 「\*熱海市環境基本計画」(解説 P.122)により、行政はもとより事業所、一般家庭における太陽光や温泉熱などの新エネルギーの導入を積極的に推進する。

## (3) 環境保護意識の啓発

1. 市民一人ひとりの省資源・省エネルギーに対する意識の向上を図るとともに、\*低炭素社会(解説 P.127)づくりに向けての啓発に努める。
2. 幼児から環境保護意識を持つ事ができるよう、学校等での環境教育を推進する。
3. 海岸、河川、あるいは山林の整備にあたっては、「潤いのある水辺環境」や「小鳥がさえずる森づくり」へと整備を進め、市民が身近な場所で自然と親しめる、水と緑の豊かな環境をつくる。

## (4) 暮らしの中の環境対策

1. 簡易包装された商品の選択等ごみ減量活動を促進し、環境に配慮した行動を心掛けるよう啓発する。
2. 消費者に対し、\*グリーン購入(解説 P.124)を幅広く認知してもらうとともに、協力を得られるよう普及啓発に努める。
3. ごみを減らし、資源を大切にする取り組みとして、事業者と連携を取りながら\*マイバッグ運動(解説 P.129)を継続し、より多くの人の協力を得ていく。
4. リサイクルBOXの設置などにより、資源を有効に回収する。



# 2 廃棄物処理

## 1 環境美化への責任と認識

2-2-2-1

### 現状と課題

- 家電や自動車をはじめ各種のリサイクル法が整備されてきたが、その反面で不法投棄などの不適正な処理が、年々増加している。
- 廃棄物減量化や資源化を進めていくためには、そこに住んでいる人、働いている人など、それぞれの責任を認識することが必要である。
- 快適な生活環境や観光地にふさわしい景観を保つためには、市民はもとより観光客の環境美化意識の向上を図っていく必要がある。



### 施策の方向

#### 環境美化への責任と認識

責任の明確化

環境美化への取り組み

#### (1) 責任の明確化

1. 警察、県等関係機関と協力し、引き続き不法投棄の取り締まりを実施することにより、廃棄物の適正な処理を図る。
2. 「\*拡大生産者責任」(解説 P.123)の考えに基づき過剰包装の自粛、再生資源の利用などの取り組みを促進する。
3. 空き缶の散乱防止のため、キャンペーンの実施や初島における \*デポジット制度(解

説 P.127)の充実を図っていく。

4. 事業系ごみについては、自己搬入の徹底を図ると同時に、生ごみの再生利用などを行うことにより、減量に努めるよう要請する。

## (2) 環境美化への取り組み

1. 環境に対する市民・事業者への理解、協力を要請するとともに、市民一人ひとりの日常生活や事業所活動における環境美化意識の向上を図る。
2. 花によるまちづくりを推進し、ごみを捨てにくい美しいまちをつくる。
3. たばこの吸殻や空き缶など、ごみの無いまちづくりを市民とともに進める。

## 2 ごみ・し尿処理対策

2-2-2-2

### 現状と課題

- ごみの総排出量は近年減少の傾向にあるが、これを更に減らし、省資源、省エネルギー、人と自然との共生など地球的規模の課題に取り組むためには、市民一人ひとりの行動と、家庭や地域、事業所も含めた社会全体の取り組みが不可欠である。
- 快適な生活環境を確保するとともに観光資源でもある美しい景観を保つため、ごみの出し方や収集の仕方など、ごみステーションについて見直しや新しいルールづくりが求められている。
- ごみ焼却施設やリサイクル施設は、建設に多額の経費を要するため、処分方法の検討や効率的に整備、利用することにより延命化を図る必要がある。
- 最終処分場は延命化を図るとともに、新たな処分場の建設等の調査研究を行う必要がある。
- 現在の熱海市大黒崎し尿管理センター（昭和57年4月稼動）は老朽化が進み、今後の建設やその後の管理、運営に広大な用地や多額の経費を要するため、広域化する必要がある。

### 施策 の 方向

#### ごみ・し尿処理対策

- ごみをつくらない工夫
- ごみにしない工夫
- ごみステーションの美化
- 廃棄物処理施設の整備
- し尿処理対策

## (1) ごみをつくらない工夫

1. 製造、販売業者に対して、包装の簡略化や容器の再利用、リサイクルが容易な製品へ

の転換を引き続き要請する。

2. 販売業者の協力を得て、レジ袋の無料配布の廃止など\*「マイバッグ運動」(解説 P.129)の普及に努める。

## (2) ごみにしない工夫

1. ごみの再資源化を促進するために、市民の協力を得て、資源として再生する回収品目の更なる拡大、細分化に努める。
2. ごみ減量化・リサイクルを促進するため、子ども会や町内会等が実施している廃品回収事業を引き続き支援し、集団回収の充実と拡大を図る。
3. 生ごみの自己処理を推進するため、生ごみ処理機器の普及を図り、利用してできた堆肥については市内の花壇や公園、学校等で積極的に使用するとともに、民間の協力を得て有効的な活用の推進に努める。
4. ごみ焼却量の削減のため、ペットボトル・発泡トレーの再資源化を促進し、廃プラスチックのエネルギー化や再資源化について検討する。
5. 行政、企業が中心となって廃棄物の再資源化を目指す、地域での\*ゼロ・エミッション(解説 P.125)のしくみづくりを検討する。

## (3) ごみステーションの美化

1. ごみの排出状況や維持管理の好ましくないごみステーションの指導等、環境衛生に配慮した、きれいで清潔なごみステーションの美化に努める。
2. きれいなまちづくりを推進するため、釣り客、海水浴客など観光客へのごみの持ち帰りを啓発する。
3. 効率的な収集体制ときれいで便利なおみステーションづくりを目指し、場所や収集時間の見直しを検討する。

## (4) 廃棄物処理施設の整備

1. 既存のごみ処理施設については、周辺環境の保全に努め、耐用年数の延長を図るために、効率的な管理運営を図る。
2. 焼却灰の資源化により最終処分場の延命化を図るとともに、新たな処分場の建設等の調査研究を行う。

## (5) し尿処理対策

1. し尿処理施設については、近隣自治体と協力して広域的な整備を検討する。

# 3 公害防止

## 1 公害防止対策

2-2-3-1

### 現状と課題

- 公害は、一度発生してしまうとその対策や防止に多くの時間と費用がかかってしまうため、未然防止対策及び指導を行う必要がある。
- 本市の環境問題は、自動車交通量の増大による大気の汚れや生活排水による海や河川の汚れなど、日常生活と結びついた都市・生活型公害である。
- 市民の快適な環境への関心が高まり、苦情についても多種多様となっていることから、迅速な問題解決が求められている。
- ダイオキシン類など、いわゆる環境ホルモンが、人間をはじめ生物全体に有害な影響をもたらすおそれがあることが指摘されている。

#### ●公害苦情処理件数

単位:件

年別	総数	大気汚染	水質汚染	土壌汚染	騒音	振動	悪臭	動物	廃棄物	建設工事	空地の管理	その他
平成16年度	21	0	0	0	7	0	3	6	2	1	0	2
平成17年度	28	4	2	0	3	1	5	6	0	0	1	6
平成18年度	35	6	4	0	4	0	5	12	0	0	0	4
平成19年度	37	4	3	0	9	0	4	6	1	0	0	10
平成20年度	44	3	4	0	7	1	3	7	1	0	0	18

資料:市民生活課

### 施策 の 方向

#### 公害防止対策

- 未然防止策の強化
- 啓発活動の推進

#### (1) 未然防止策の強化

1. 「公共下水道接続改造費助成制度」等を活用して、公共下水道への接続を促進する。
2. 下水道計画区域外での合併処理浄化槽の切り替えを図り、河川や海の汚濁防止に努める。
3. 公害を未然に防ぐため、大気、水質、悪臭等の変化を監視し、指導する。
4. 公用車の削減と低燃費、低公害車への切り替えに取り組むとともに、地球にやさしい車の普及、啓発に努める。
5. 大規模施設の建設などに際して、予想される公害について指導する。

## (2) 啓発活動の推進

1. 住民が主体となった生活排水の浄化活動を進めるために、洗剤を適正量使うなど、各家庭での取り組みを啓発する。
2. 大気汚染や地球温暖化防止のため\*エコドライブ(解説 P.123)や\*カーシェアリング(解説 P.123)に関する情報を積極的に提供していく。
3. 地球温暖化防止のため、自家用自動車の利用からバスや鉄道をはじめとする公共交通機関を利用するよう啓発する。
4. \*カーナイター(解説 P.124)の実施を全市的な運動に高めるよう啓発するとともに、事業所に協力を求める。

# 4 環境衛生

## 1 清潔な暮らし

2-2-4-1

### 現状と課題

- 放し飼いや糞の後始末などペットに関する苦情は依然として多く、飼い主のマナーの向上が求められている。
- 人に不快感を与え、多くの伝染病を媒介するねずみ族・昆虫の苦情や、人に危害を及ぼすスズメバチによる被害が増加しており、適切な駆除対策が求められているほか、飼い主の判明しない猫などへの対策が必要となってきた。
- 未清掃の浄化槽からの放流水は、水質汚濁や悪臭の原因となっているため、浄化槽を設置している家庭及び事業所に対し、適正な維持管理を求める必要がある。





### (1) ペット飼育マナーの向上

1. ペットを飼い始めた人、今後飼う予定の人を対象にした講習会を拡大し、すでに飼っている人も含めたペット飼育マナーの向上を図る。
2. 小学生対象に触れ合い教室等を実施し、動物愛護及び飼育についての啓発を行う。

### (2) 動物対策

1. カラス・サル・イノシシなどによる被害を防ぐため、動物に関する知識の普及を図る。
2. 飼い主の判明しない犬、猫の繁殖を防ぐため、去勢手術等の助成制度の利用を促進し、繁殖防止に努める。

### (3) 害虫等駆除

1. 住民が行う、ねずみ族・昆虫の駆除に対し、適正な薬品の配布や器具の貸出し、使用方法の指導を行う。
2. スズメバチ等の駆除に関する適切な対応方法などの情報の提供をする。

### (4) 浄化槽の維持管理

1. 浄化槽の使用者等に対し、関係機関と連携し、法定検査、清掃、点検保守の実施を積極的に促す。